

令和7年度 受水事業所連絡会での質疑

○日時等

令和7年 10 月 30 日(木)午後2時から 東部水道事業所

令和7年 10 月 31 日(金)午後2時から 北部水道事業所

令和7年 11 月 5 日(金)午後2時から 和泉シティプラザ

◆資料6「工業用水道メーター取替作業について」に関する質疑

Q1-1:取替については原則平日9時から 17 時の間で行うとのことだが、平日に工場を止めることは難しい。休日や夜間など個別に対応いただくことは可能か。

A1-1:事前に水道事業所に相談いただければ調整を行います。

◆資料7「自動検針システムの更新について」に関する質疑

Q2-1:自動検針システムについて、現行システムの超過水量計算は 30 分単位、新システムは 60 分単位となっているが計算方法が変わるということでよいか。

A2-1:お見込みのとおりです。契約水量(基本使用水量)240 m³/日の受水事業所の例で説明すると、現行システム(30 分単位)では 30 分当たりの使用水量が5m³(240 m³/日÷48)を超えた水量は超過水量となるが、新システム(60 分単位)では 60 分当たりの使用水量が 10 m³(240 m³/日÷24)を超えた水量が超過水量となります。

安全かつ着実に移行作業を進めているため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◆資料8「工業用水の受水圧力低下に伴うご契約者様における今後の対応について」に関する質疑

Q3-1:受水圧力 49kPa で利用できるよう受水施設の整備等の対応をお願いするとのことだが、加圧ポンプの設置やブースターポンプの設置について、具体的に教えて欲しい。

A3-1:加圧ポンプの設置については、一旦受水槽に水を貯めていただき、そこから加圧ポンプで高所に揚げるものです。

ブースターポンプの設置については、受水槽に水を貯めずに直接配管にブースターポンプを接続して高所に揚げるものです。なお、ブースターポンプの設置については企業長の許可が必要となります。

Q3-2:受水圧力の低下について、現在の圧力で運用する場合と、100kPa 下げて運用する場合のコストは比較計算したのか。

A3-2:現在の施設は、水需要が多かった時期の施設規模を前提に整備されたものであり、

近年の水需要の減少に伴い相対的に圧力が高くなっている状況です。このため、現在の圧力のままで運用を続ける場合、水需要に対して過剰な施設規模となり、動力費をはじめとする維持管理費や更新費用などのコストが増大することが想定されます。今後の施設更新に当たっては、水需要の実態に応じたダウンサイジングを進めるとともに、圧力を下げて効率的な運用を行うことで全体的なコスト抑制を図ることが重要と考えています。

Q3-3: 配水管末の水圧基準の 49kPa よりも高い配水圧力であっても利用が困難な施設配置（高所での直接受水）があったとのことだが、平地で受水している事業所についてはあまり影響がないと考えてよいのか。

A3-3: 受水点で水圧基準 49kPa を下回らないように対応します。49kPa で施設の高所や敷地内の奥に水が届くのであれば問題はないと考えています。

Q3-4: 受水圧力を低下させることで、動力費の削減が期待できると考えられる。その削減効果については料金への還元を要望したい。

A3-4: 費用の削減効果がある場合は、今後料金改定の検討するときに適切に反映します。

◆資料9「令和8年度の基本使用水量(契約水量)の減量について」に関する質疑

Q4-1: 「3 減量枠の優先配分」の計算例について、A社の優先配分枠 10,000 m³/日はどのように算出しているのか。

A4-1: A社の減量前の契約水量(基本使用水量)を 40,000 m³/日、使用水量を 6,000 m³/日、実給水率 15%(使用水量 6,000 m³/日 ÷ 減量前の契約水量 40,000 m³/日)と仮定します。使用水量 6,000 m³/日に対して、実給水率を 20%まで引き上げる場合、減量後の契約水量を 30,000 m³/日(6,000 m³/日 ÷ 20%)にする必要があります。そのため、優先配分枠は 10,000 m³/日(減量前の契約水量 40,000 m³/日 - 減量後の契約水量 30,000 m³/日)となります。

Q4-2: 令和4年度から令和6年度までの実給水率の3か年平均はどのように確認すればよいのか。

A4-2: 企業団経営企画課(電話番号 06-6944-6864)までお問い合わせ下さい。

※企業団から受水事業所に毎月送付している令和4年度から令和6年度までの工業用水道使用水量(料金)決定通知書に記載のある各月使用水量及び基本水量を積み上げて計算することも可能です。

Q4-3: 減量負担金・特別減量負担金の消費税の取扱いは。

A4-3: 不課税です。

Q4-4:一括減量と分割減量について、どちらを選択しても負担金総額は同じか。

また、分割減量について、分割する水量は受水事業者の希望どおりになるということ
でよいか。

A4-4:一括減量と分割減量について、どちらを選択しても負担金総額は同じです。

分割減量を選択される場合、減量水量内示後、給水申込書(変更)と併せて、分割減量
申込書の提出をお願いします。3年間(令和8年度から令和10年度)の分割期間にお
いて、各年度にどのように減量水量を分割するかは受水事業所のご希望どおり設定
可能です。

Q4-5:今後の減量については予定しているのか。

A4-5:現時点において予定はないです。

Q4-6:令和3年度に40,000 m³/日を減量したときは、減量枠の優先配分は実施したのか。

A4-6:令和3年度の減量実施時においては、実給水率が平成29年度から令和元年度まで
の3か年平均で10%未満の受水事業所に優先配分枠を設けました。

Q4-7:分割減量については、令和8年度は減量ゼロとし、令和9年度から減量を開始するこ
とは可能か。

A4-7:可能です。

Q4-8:予算が確保できずに、減量の内示水量提示後に負担金が支払えないということが想
定される。その場合、減量の申込みを辞退することはできるか。

A4-8:自由に減量の辞退を認めることは減量水量の配分に大きく影響するため、企業団か
ら提示した内示水量で減量の申込みをお願いします。万が一、減量を辞退される状況
になった場合は、必ず企業団にご連絡をお願いします。

Q4-9:減量負担金の令和3年度の負担金単価は21,162 円/m³、令和6年度末の企業債残高
を基に算定した負担金単価は30,012 円/m³と増加している。この単価の増加につい
て、令和3年度の減量時に把握できておれば、前回にもっと減量の申込みを行ったと
いう受水事業所もいるはずである。今後は将来の見通しが分かる資料も提示いただ
きたい。

A4-9:いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

Q4-10:過去は自由に減量の申込みができただけでなく、実給水率が70%未満の受水事業
所には企業団から減量の依頼をしていたこともあったかと思う。実給水率70%は目
指して欲しい。

A4-10:実給水率が低いことは企業団としても課題と考えています。実給水率の推移につい
ては引き続き注視していきます。

Q4-11: 実給水率については、何%が適正であると考えているか。

A4-11: 具体的な実給水率に係る目標は定めていませんが、実給水率が低い状況は課題であると考えており、今回一斉減量を実施し実給水率の改善を図ったところです。

Q4-12: 今後の施設規模については何を基準として更新、維持管理を行っているのか。

A4-12: 今後の水需要などを考慮し、施設の更新や維持管理を行っています。施設のダウンサイジングは計画的に実施しており、例として北大阪地域の受水事業所に工業用水をお届けしていた三島浄水場はその機能を大庭浄水場に一元化しました。

Q4-13: 今回の減量では減量負担金、特別減量負担金を負担することとされている。もし次の減量があった場合、今回の負担金にさらに追加で別の負担金が必要となるかが想定されるか。

A4-13: 現時点において次の減量予定はないため、そのような想定はしていません。

Q4-14: 次の減量があった場合、負担金が更に大きくなることを危惧している。中小企業にとって、負担金の支払いは非常に負担が大きい。今後の方針についてはできるだけ早期に示して欲しい。

A4-14: 企業団は「大阪広域水道企業団将来ビジョン」や「大阪広域水道企業団経営戦略2020-2029」に基づいて事業運営を行っています。今後も受水事業所連絡会などの場を通じて、施設整備や経営状況ほか、受水事業所の皆様に関係することは早期にお示ししていきたいと考えています。

Q4-15: 工業用水道の受水を廃止する場合は、特別減量負担金の負担はないか。

A4-15: 工業用水道の受水を廃止する場合は、「特別減量負担金」の支払は必要ありませんが、基本使用水量から 100 m³/日を控除した値に負担金単価※を乗じて算出した「廃止負担金」の支払が必要となります。

※前年度末の企業債残高を基に算定した単価

Q4-16: 工業用水道の受水を廃止する場合は、いつまでにお伝えすればよいのか。

A4-16: 廃止手続は各地域を所管する水道事業所が窓口となっております。工業用水道の受水を廃止される場合はできるだけ早くご相談をお願いします。

Q4-17: 基本使用水量の減量は、随時受付けているのか。

A4-17: 企業団が指定した時期にのみ減量を実施しており、随時、減量の受付はしていません。

Q4-18: 減量負担金の負担金単価はいつ決定するのか。

A4-18: 令和7年度末の企業債残高が確定した時点で決定します。令和8年4月1日以降、企業団ウェブサイトで公表します。

Q4-19: 減量負担金を試算するシミュレーションツールはいつ提供いただけるのか。また、料金について改定後の料金単価で試算を行うことはできるツールなのか。

A4-19: 今回の受水事業所連絡会の資料や議事録と併せて公開します。

現時点では料金改定の検討に着手しておらず、改定時期や改定後の料金単価は未定ですが、減量負担金を試算するシミュレーションツールでは、現行の料金単価から3割値上げをした料金単価を仮設定することを検討しています。